



第一化成控股（開曼）股份有限公司  
IKKA HOLDINGS(CAYMAN) LIMITED  
ホールディングス(ケイマン) リミテッド

誠実な経営規範

規定日：2020.03.20

第一条 定められた目的と適用範囲

会社が誠実な経営と健全な発展を行う企業文化を確立するのを支援し、良好な事業運営を確立するための参照枠組みを提供するために、この規範は、「上場店頭上場誠実経営規範」の関連規定を参照して策定されています。

この規範の適用範囲は、当社およびその子会社、直接的または間接的に総資金の50%を超える寄付を行っている財団法人及びその他実質的管理能力を持つ機構、或いは法人などグループ企業および組織（以下「グループ企業と組織」といいます。）

第二条 不正行為の禁止

当社の役員、経営者、従業員、被任命者、または実質的な管理能力を有する者（以下、「実質的な管理者」といいます）は、商業行為に従事する過程に、直接的または間接的に、いかなる不当な利益の提供、約束、要求または受諾、或いは利益を獲得または維持するために、誠実さ、違法性、受託者義務に違反するその他の不正行為（以下、「不正行為」といいます）を行うこと。

前項行為の対象は、公務員、政治的候補者、政党または党職員、公共または民間の企業または機関、およびその役員（理事）、監査人（監事）、管理者、従業員、および実質的な管理者またはその他の利害関係者が含まれます。

第三条 利益の形態

この規範で言及されている利益とは、価値を持つ如何なる金銭、贈り物、コミッション、職位、サービス、優遇措置、リベートなどのあらゆる形式または名称が含まれます。ただし、通常の社会的マナーとして、特定の権利義務に影響を与えるおそれのない付随的な場合は、この限りではありません。

#### 第四条 法令の遵守

誠実経営を実践するための基本前提として、当社は、会社法、証券取引法、商會計法、政治献金法、汚職犯罪条例、政府調達法、公務員利益相反回避法、一部上場店頭上場規制およびその他商業行為に関する法令を遵守します。

#### 第五条 政策

当社は、誠実さ、透明性、責任という経営理念に基づいて、誠実さに基づいた政策を策定し、役員会で承認する必要がある、並び、持続可能な開発の運営環境を作り出すために、優れたコーポレートガバナンスとリスク管理メカニズムを確立します。

#### 第六条 防止計画

当社が策定する誠実経営政策には、業務手順、行動指針、教育訓練等を含む誠実な経営の具体的実践と不正行為の防止計画（以下「防止計画」という。）が明確かつ詳細に規定されなければなりません。

当社の防止計画は、会社およびそのグループ会社および組織が運営する場所の関連法規に準拠する必要があります。

当社が防止計画を策定する過程において、従業員、労働組合、重要な取引先、その他の利害関係者とコミュニケーションを取る必要があります。

#### 第七条 防備計画の範囲

当社は、不正行為のリスク評価メカニズムを確立するべき、事業範囲内で不正行為のリスクが高い事業活動を定期的に分析および評価し、それに応じて防止計画を策定し、防止計画の適切性および有効性を定期的に検討する必要があります。当社は、国内外の共通の基準またはガイドラインを参照して防止計画を策定する必要があります。防止計画には、少なくとも次の行為の防止施策が含まれている必要があります：

- 一、賄賂と収賄。
- 二、違法な政治献金の提供。
- 三、不適切な慈善寄付またはスポンサーシップ。
- 四、不当な贈答品、接待、またはその他の不適切な利益の提供または受領。
- 五、営業秘密、商標権、特許権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為。

六、從事不公平競争之行為。不当な競争に参加する。

七、研究開発、購買、製造、提供または販売中に消費者またはその他の利害関係者の権利、健康および安全を直接的または間接的に損なう製品およびサービス。

#### 第八条 承諾と執行

当社は、役員および上級管理職に対し、誠実経営政策の遵守に関する声明を発行することを要求し、従業員に雇用条件として誠実経営政策を遵守することを要求する必要があります。

当社およびそのグループ企業、組織は、規程、対外文書と会社ホームページなどに誠実経営の政策を明示し、及び役員会と上級経営陣が誠実経営の政策を着実に実践することを約束する必要があります。並び着実に内部管理与事業活動中に執行すること。

当社は本条前二項の誠実経営政策、声明、承諾と執行に対し、文書化データを作成すべき、および適切に保存するものとします。

#### 第九条 誠実な経営事業活動を行います

当社は、誠実経営の原則に基づき、公正かつ透明な事業活動を行わなければなりません。

当社は、取引を行う前に、代理店、仕入先、顧客、その他の取引先の合法性および不正行為に関与していないかを検討し、不正行為に関与した者との取引を回避する必要があります。

当社とその代理店、サプライヤー、顧客、またはその他の取引対象との間で署名される契約には、誠実経営政策に準拠し、取引相手が不正行為を行った場合には、いつでも契約を解除または解除できるという条項が含まれている必要があります。

#### 第十条 賄賂授受の禁止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、業務執行中、顧客、代理店、請負業者、サプライヤー、公務員、またはその他の利害関係者に対して、直接的または間接的にいかなる形式の不正な利益を提供、承諾、要求、または受領することをしてはならない。

#### 第十一条 違法な政治献金の禁止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的管理者は、政党、又は政治活動に参加の組織または個人に直接的または間接的に寄付を行う場合、政治献金法および関連する当社の社内業務手順を遵守し、商業的利益や取引上の利点を得るために使用してはならない。

#### 第十二条 不適切な慈善寄付やスポンサーシップの禁止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、慈善寄付またはスポンサーシップに関する関連法および社内業務手順を遵守し、偽装贈収賄に関与してはならない。

#### 第十三条 不当な贈答、接待、その他の不当な利益の提供の禁止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的管理者は、取引関係を確立させ、又は取引に影響を与えるために、直接的または間接的に不当な贈答品、接待、またはその他の不適切な利益を提供または受領してはならない。

#### 第十四条 知的財産権の侵害の禁止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、知的財産に関連する法令、社内業務手順および契約条項を遵守し、知的財産権の所有者の同意なしに知的財産を使用、漏洩、廃棄、損傷、又はその他知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

#### 第十五条 不正競争行為の従事の禁止

当社は、関連する競争法に従って事業活動を行い、価格の固定、入札の操作、生産量や割当量の制限、或いは顧客、サプライヤー、事業領域、商業種類等の割り当てによる市場の共有または分割を行ってはならない。

#### 第十六条 製品やサービスが利害関係者に損害を与えることの防止

当社およびその役員、経営者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、製品およびサービスの研究開発、調達、製造、提供または販売過程において、製品およびサービスの情報の透明性と安全性を確保するために、関連する法令および国際基準を遵守するものとし、消費者またはその他の利害関係者の権利と利益を保護するための政策を策定および開示し、且製品またはサービスが消費者またはそ

の他の利害関係者の権利、健康、安全を直接的または間接的に損なうことを防止するための運営活動で政策を実行します。当社の製品およびサービスが消費者またはその他の利害関係者の安全と健康にリスクをもたらすことを確認するのに十分な事実がある場合、原則として、そのバッチの製品を直ちに回収するか、そのサービスを中止する必要があります。

#### 第十七条 組織と責任

当社の役員、経営者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、善良な管理者の注意義務を果たし、不正行為を防止するよう会社に促し、誠実な経営政策の実施を確保するために、いつでも実施の有効性と継続的改善を検討する必要があります。

当社は、誠実経営の管理を改善するために、役員会の下に専門部門を設置し、十分な資源と資格のある人員を割り当て、誠実経営方針と防止計画の実施の策定と監督執行に責任を負い、主に以下の事項を担当し、定期的（少なくとも年に1回）役員会に報告する：

- 一、誠実さと道徳的価値観を会社の経営戦略に組み込むのを支援し、法令制度に合わせて、誠実な経営を確保するために関連する不正防止措置を策定します。
- 二、営業範囲内の不正行為のリスクを定期的に分析、評価し、それに応じて不正行為を防止するための計画を策定し、その計画の中で業務に関する標準業務手順書および行動指針を策定します。
- 三、内部組織の設立および責任を計画し、事業範囲内で不正行為のリスクが高い営業活動に対して、相互監視およびチェックアンドバランスのメカニズムを確立します。
- 四、誠実政策の広報と訓練の推進と協調。
- 五、有効性を確保するために告発制度を計画します。
- 六、役員会および経営陣による誠実な業務遂行のために定められた再発防止策が有効に機能しているかどうかの確認、評価を支援するとともに、関連する業務プロセスの遵守状況を定期的に評価し報告書を作成する。

#### 第十八条 業務執行における法令の遵守

当社の役員、管理者、従業員、被任命者および実質的な管理者は、業務を遂行する際に法令規定および防止計画を遵守するものとします。

## 第十九条 利益の回避

当社は、利益相反から生じる可能性のある不正行為のリスクを特定、監督、管理するために利益相反を防止するための政策を策定し、並び自ら役員、管理者、その他の利害関係者に対し、会社との潜在の利益相反の有無を説明するため、役員会に出席または参加する場合に適切なルートを提供する必要があります。

当社の役員、経営者、および役員会に出席または出席するその他の利害関係者が、役員会によって列挙された決議に関心がある場合、および彼ら自身または彼らが代表する法人は、その利害の重要な内容を役員会に説明する必要があります。会社の利益が危険にさらされる疑惑がある場合、役員は議論や議決に参加することができず、且つ議論や議決から身を引く必要があります、他の役員に代わって議決権を行使してはならない。役員の間も自制心を発揮し、不当な相互支援をしてはならない。

当社の役員、経営者、従業員、被任命者、および実質的な管理者は、当社内での地位や影響力を利用して、自分自身、その配偶者、親、子供、またはその他の人物に不当な利益を得てはならない。

## 第二十条 会計と内部統制

当社は、不正行為のリスクが高い営業活動に対して効果的な会計制度と内部管理制度を確立し、外部口座を持たず、秘密口座を保持せず、並び随時検討すべき、制度の設計と執行の有効性が確実に続くことを確保するべく。

当社の内部監査部門は、監査対象、範囲、項目、頻度などを含む不正行為リスクの評価結果に基づいて関連する監査計画を策定し、防止計画の遵守状況をチェックするために使用する必要があります、且つ監査執行のため会計士を任命、必要に応じて、専門家を雇って支援を依頼することができます。

前項検査の結果は上級管理者層および誠実経営担当部門に報告するとともに、監査報告書を作成して役員会に提出する。

## 第二十一条 業務手順と行動指針

当社は、役員、経営者、使用人及び実質的な管理者が業務を遂行する上で留意すべき事項を具体的に規定するため、第6条の規定に基づき業務手順書及び行動指針を定め、少なくとも以下の事項を内容とするものとする：

- 一、不当な利益の提供または受領を判断するための基準。
- 二、合法的な政治寄付を処理するための手順を提供します。
- 三、正当な慈善寄付やスポンサーシップの処理手順と金額基準を提供します。
- 四、職務に関連する利益相反の回避、申告および処理手順に関する規定。
- 五、業務上で入手した機密情報および商業上の機密情報に対する機密保持規定。
- 六、不正行為に関与したサプライヤー、顧客、業務上往来の取引先に対処するための規範と処理手順。
- 七、企業誠実経営規範の違反を発見した際の処理手順。
- 八、違反者に対して講じられる懲戒措置。

## 第二十二条 教育訓練と評価

当社の会長、ゼネラルマネージャー、または上級管理職は、役員、従業員、任命者に誠実さの重要性を定期的に伝える必要があります。

当社は、役員、経営者、従業員、被任命者および実質的管理者に対して定期的に教育訓練と宣伝指導を実施し、並び会社と事業活動に携わる取引先を参加に招き、誠実経営という会社の決意と政策、防止計画と不正行為に違反した後の結果を十分に理解できるようにする必要があります。

当社は誠実経営政策と従業員の業績評価および人事政策を統合すべき、明確かつ効果的な賞罰制度を確立する必要があります。

## 第二十三条 内部告発制度

当社は、具体的な告発制度を確立し、並びに確実に実施する必要があります、その内容は少なくとも次の事項をカバーする必要があります：

- 一、内部に独立した告発用メールボックスと専用回線を確立して公表し、または、他の外部の独立した組織に、社内および社外の従業員が使用できる告発用メールボックスと専用回線を提供するよう委託します。
- 二、報告を処理する専任の担当者または部門を指定し、役員または経営陣が関与する報告は独立役員に報告すべき、並び告発事項の種類と調査のための標準的な作業手順を策定すること。
- 三、告発された案件の調査終了後、案件の重大性に応じて事後措置を講じ、必要に応じて管轄当局に案件を通報し、捜査のために司法当局に移送することを策定すること。

四、告発案件の受理、調査過程、調査結果および関連文書の作成を記録および保存する。

五、内部告発者の身元および報告内容は機密に保たれ、匿名での報告が認められます。

六、内部告発による不当な処分から内部告発者を保護するための措置。

七、内部告発者の奨励施策。

告発を受け付けた当社の専任担当者または部門が調査によって重大な違反を発見した場合、または会社が重大な損害を被る危険にさらされた場合、直ちに報告を行い、独立役員に書面で通知する必要があります。

#### 第二十四条 懲戒および苦情制度

当社は、誠実経営規程違反に対する懲戒・告発制度を明確に定めて公表するとともに、違反した従業員の役職、氏名、違反日、違反内容、違反行為への対応などの情報を社内ホームページで速やかに公開する必要がある。

#### 第二十五条 情報開示

当社は、誠実な経営を推進するための定量的データを確立し、誠実政策の有効性を継続的に分析および評価し、誠実な経営に関する施策、実施状況およびこれまでの定量的データと推進結果を会社のウェブサイト、年次報告書および公開目論見書で開示する必要があります。そして、誠実経営規範の内容を公開情報監視所で公開します。

#### 第二十六条 誠実経営方針および措置の検討および修正

当社は、誠実経営に関連する国内外の規制の発展に常に注意を払い、並び、役員、管理者、および従業員に対し、改善のための提案の提出を励ますべき、これをもとに、会社の誠実経営政策および推進策を見直し、会社の誠実経営の実施効率を高めること。

#### 第二十七条 実施

本規範は役員会の承認を経て施行され、監査委員会に送付され、株主総会に報告されます（変更の場合も同様です）。



当社は、前項の規定に基づき誠実経営規範を役員会に提出して審議する場合には、各独立役員の意見を十分に考慮し、その異議または留保を役員会の議事録に記録するものとする。独立役員が自ら役員会に出席して異議を表明できない、又は意見を保留する場合は、正当な理由がない限り、事前に書面による意見を発行し、役員会の議事録に明記する必要があります。

当社およびグループ会社、組織が監査委員会を設置する場合には、本規範の監査者に関する規定を監査委員会に準用するものとする。